

原子力災害からの復興に関する要請書

全国原子力発電所所在市町村協議会

原子力災害からの復興に関する要請書

福島第一原子力発電所事故の発生から、間もなく7年が経過しようとしている中、これまでの被災地における懸命な取組により、復興は着実に進捗し、楢葉町に続き、平成29年4月1日には富岡町の一部で避難指示が解除され、地域住民の帰還が進められています。

また、平成29年5月の福島復興再生特別措置法の改正により、帰還困難区域につきましても、居住を可能とする特定復興再生拠点区域を定め、避難指示の解除を目指すことが示されました。

双葉町及び大熊町におきましては、昨年、特定復興再生拠点区域復興再生計画が認定され、今後は計画に基づき、避難指示解除に向けた除染や復興工事が強力に進められることとなります。

復興・再生に向けて着実に取組が進められておりますが、地域によってそれぞれ復興のステージが異なり、被災者の皆様が安心した生活を送るために必要な支援は極めて多岐にわたっております。

また、復興の大前提である福島第一原子力発電所が安全かつ早期に廃炉を完了するためには、国内外の英知を結集して、廃炉・汚染水対策を確実に進めていく必要があります。

決して福島第一原子力発電所の事故を風化させてはならず、必ず復興・再生を成し遂げるため、国が責任を持って、次の事項に速やかに取り組むよう強く要請いたします。

平成30年2月6日

全国原子力発電所所在市町村協議会
会長 敦賀市長 淵上隆信

1 被災地の復興について

- (1) 復興に長期間を要する原子力災害の特殊性を十分に踏まえ、「復興・創生期間」終了後も含め、将来にわたって必要な財源を確保し、各種の復興事業を継続させること。
- (2) 被災自治体が策定した復興計画等が着実に実施されるよう、必要な財源の確保や、積極的な支援などに責任を持って取り組むこと。
- (3) 帰還困難区域の復興・再生を一日も早く果たせるよう、国が主体となって、特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づく事業を確実に実施すること。
- (4) 復興・再生の原動力となる「イノベーション・コースト構想」の早期実現のため、拠点施設の整備を着実に進めるとともに、これらに続くプロジェクトの早期具体化を図り、新たな産業、雇用の創出を関係省庁が連携して強力に進めること。
- (5) 復興拠点へのアクセス道路やインターチェンジ、港湾、鉄道など、復興の進捗に大きくかかわる基礎的インフラを早期に整備すること。
- (6) 復興公営住宅の整備を加速させるとともに、住宅を再建した際の支援を充実させるなど、住民が安心できる、安定した住環境の整備に努めること。
- (7) 住民の帰還を促進するため、帰還後の安心した生活に不可欠な医療・福祉・介護施設や、にぎわいの創出に必要な商業施設、魅力ある町づくりに必要なスポーツ施設などの整備に対する支援を強化すること。
- (8) 研究機関の整備や新たな企業の誘致などによる雇用の創出に取り組むとともに、新規開業や営業再開を行う事業者に対し、必要な支援を行うこと。
- (9) 住民票の移動の有無により被災者が不利益を被ることのないよう配慮すること。

2 除染・中間貯蔵施設について

- (1) 事故前の環境に回復させることが基本との認識に立ち、帰還困難区域についても改正福島復興再生特別措置法等を踏まえ、除染を着実に絶え間なく実施すること。また、住民の生活にも密接にかかわる山林やため池などについても、実効性のある除染を早期に行うこと。
- (2) 除染後のモニタリングやフォローアップ除染に継続的に取り組み、住民の不安の解消に努めること。
- (3) 帰還困難区域内で発生する一般廃棄物や、特定復興拠点の整備に伴う産業廃棄物の処理について、責任を持って取り組むこと。
- (4) 中間貯蔵施設について、用地取得のための体制を強化し、地権者に対して誠意を持って対応すること。また、汚染土壌等の搬入に当たっては、万全の安全対策を講じ、住民の不安の払拭に努めること。
- (5) 最終処分場の早期整備に向け、放射性物質に係る知識の普及・啓発や技術革新などの取組を、責任を持って着実に進めること。

3 損害賠償について

- (1) 被災者の立場に立った迅速かつ確実な損害賠償を行うよう、事業者に対し強く指導すること。また、被災者の個別事情についても柔軟に対応し、誠意ある賠償を行うよう指導すること。
- (2) 福島第一原子力発電所事故に伴い発生したあらゆる被害に対して、実態に即し被災者が納得できる損害賠償が実行されるよう、原子力損害賠償紛争審査会の定める指針を不断に見直すこと。
- (3) 事業者に対して、原子力損害賠償紛争解決センターが提示する和解案を尊重するよう厳格に指導するとともに、和解仲介の実効性を確保するための必要な法整備等を行うこと。

4 住民の健康管理などについて

- (1) 長期の避難生活やコミュニティの分散などによる被災者の精神的負担を軽減するため、心のケアの取組を長期的に行うこと。
- (2) 事故による放射線の影響について、国民に対して正しい情報を発信し、被災地に対する風評の払拭に積極的に取り組むこと。また、避難者に対する差別やいじめ等をなくすため、実態把握を継続的にを行い、その防止に向けて、関係機関と連携して対策に取り組むこと。

5 復興に係る体制の強化について

- (1) 現地における復興や、除染及び中間貯蔵施設整備を加速させるため、関係省庁の現地事務所の開設及び人員の強化を図ること。
- (2) 復興庁の期限やその後の在り方を検討し、長期にわたる復興に対して責任ある体制を早期に示すこと。
- (3) 被災自治体に対し、専門的知識を有する職員派遣をはじめとした、人員の確保のための支援を中長期的に行うこと。

6 福島第一原子力発電所の安全確保について

- (1) 福島第一原子力発電所の廃炉や燃料デブリの取出し、汚染水対策等について、事業者任せにすることなく、国が前面に立ち、国内外からの英知を結集し、安全かつ着実に行うこと。
- (2) 福島第一原子力発電所におけるトラブルが再び大きな事故につながり、被災地の復興や住民の帰還に支障をきたすことのないよう、事業者に対して厳格な安全管理と積極的かつ確実な情報公開を徹底するよう指導すること。
- (3) 長期にわたる福島第一原子力発電所の廃炉が円滑に進むよう、事業者とともに作業従事者の計画的な確保・育成に取り組むこと。

- (4) 事業者に対して、福島第一原子力発電所における作業従事者の健康管理を徹底するとともに、安全な労働環境の確保や、教育・訓練の充実等により、作業中の事故を未然に防止するよう指導すること。
- (5) 福島第一原子力発電所敷地内に仮置きされている高線量ガレキや使用済燃料及び燃料デブリ等の取扱いについて、その方針を明確にし、責任を持って対応すること。